

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人 山城会

目 次

経営環境と課題	1
---------	---

基本方針	2
------	---

法人本部事業計画

1 法人本部	4
--------	---

介護事業部事業計画

1 特別養護老人ホーム山城荘	6
■施設入所	
■短期入所	

地域事業部事業計画

1 山城荘在宅介護支援センター	7
2 山城会デイサービスセンター	8
3 三好市山城障害者デイサービスセンター	9
4 三好市山城デイサービスセンター（きらめき元気アップ教室）	10
5 軽費老人ホーム大歩危温泉ケアハウス	11
6 三好市生活支援ハウス	12
7 いきいきサロン山城	13

各種委員会実施計画	14
-----------	----

社会福祉法人組織図	30
-----------	----

1) 経営環境と課題

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけは、令和5年5月より、2類相当から5類へ見なおされましたが、法人においては、これまでと同様にさまざまな感染対策をとって参りました。しかしながら、昨夏に特別養護老人ホームにおいて利用者様15名、職員3名の感染が確認されました。発生から終息まで1か月余り要しましたが、感染が確認された後の対応は、これまでの経験を踏まえ、施設内において感染者の隔離や生活エリア分けにより入所者、職員間の接触機会の減少対策に取り組んだ他、始業前に抗原検査を実施し、陰性を確認後業務に従事しました。また、デイサービス事業やケアハウス等他事業への感染防止対策として職員間の接触を禁止しました。この間、他事業への影響は、最小限度に抑えられましたが、特養での新規利用者の受け入れができなくなりました。

今年度の法人の経営状況につきましては、昨年度55,000千円余りの赤字決算を受け、特に特別養護老人ホーム及びデイサービス事業において利用者の確保に努める他、これまで事業の縮小に取り組んでいたホームヘルプ事業を休止し経営の安定化に取り組んで参りました。また、今年度4月から現在まで11名退職、3名採用と職員数が大きく減少したことも関係し、決算の状況は、令和5年12月現在で事業活動資金収支差額が△8,377千円であり、昨年に比べ30,469千円、一昨年に比べ5,023千円改善され、更に年度末に向け利用者の確保や支出の厳選に努め、引き続き経営の健全化を図って参ります。

現在の当法人の職員の状況については、依然厳しいものがあります。昨年度退職した2名のケアマネジャーについては、いまだ補充が出来てなく、本年度採用の看護師も9月末で退職となり、准看護師、介護福祉士の退職もあり採用が追いついてない状況であり、特に特別養護老人ホームにおいては現在余裕のない人員配置の為、緊急時に十分対応できない状況が見られ、質の高い介護サービスを維持、提供する為にも、引き続き職員の確保に努める必要があります。また、地区住民の皆様から施設を利用したいが、定員に空きがないのではないかと、施設の状況が分かりにくいとの指摘がありましたので、今年度より山城会広報「福祉の里やましろ」に事業別に現利用者数を掲載し、皆様が利用しやすい環境を作って参りました。

本年1月1日、午後4時過ぎ、石川県能登半島を震源とする震度7の激震が発生し、死者数は240名以上、家屋の損壊については約4万8千棟に達し、現在も1万人以上の方々が避難所生活を余儀なくされています。当法人は、平成24年に三好市と災害時要援護者福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、これまで災害時等における要援護高齢者を受け入れてまいりました。今回の震災に関しても、ケアハウス、支援ハウスでの受け入れや職員の派遣にも協力を申し出ているところであります。また、今後30年以内に70%の割合で発生が危惧される南海トラフ地震では、当地域でも

大きな被害が予想され、事業継続計画（BCP）に乗っ取り、研修の実施や訓練を行って参ります。

2) 基本方針

1 職員の確保

現在の職員数は、パート職員も含め74名であり、昨年度末より、8名減員となっています。これまでハローワークを通じ、正・准看護師、ケアマネジャー、介護福祉士等の募集をかけているものの、看護師、ケアマネジャーの採用には至っていません。看護師の配置には、看護業務の充実の他、報酬加算のメリットもあり、早期の採用が望まれます。介護支援センター業務については2名のケアマネジャーの退職に伴い、センター業務の縮小を余儀なくされ、これまで約60名の利用者であったものが、徐々に利用者を増やしているものの、現在数名の利用者にとどまっています。

各事業の利用者の確保を行う上で、在宅介護支援センター業務を充実していく必要があります。これまでケアマネジャーの募集はするものの応募がない状況が続いており、早期の配置は困難であると思われますが、職員のケアマネ資格取得も含め、引き続き配置に取組み、支援センター機能の回復に努めます。また、合同就職面接会等いろいろな手段を通じ、看護師や介護福祉士等職員の確保を積極的に推進し、法人業務内容の維持、向上に努める他、行政機関や民生委員会等との関係団体との情報交換を密にし、利用者の確保を図ってまいります。

2 経営の安定化

令和元年度の決算13,836千円を最後に、2年度△5,603千円、3年度△29,790千円、4年度△55,043千円と3期連続して赤字決算が続いており、その赤字額も増大しています。今年度の決算状況も昨年、一昨年度より改善されているとはいえ、厳しい状況が予想され、今後も、現状の様な経営状況で推移すると、単独での組織存続が困難な状況となってきます。コロナ感染症の発生により、利用者の新規受け入れ制限や事業の休止等経営に与える影響は大きなものがありましたが、昨年、一昨年においては、人件費比率が高かったのも事実であり、今年度退職者数が多く、職員には、負担がかかっているものの、現在の危機的経営状況を全職員が認識し、計画のための計画でなく、経営が成り立つ計画を策定し、運営委員会等において、計画の達成状況を把握・点検を行う他、それぞれの事業所において積極的に報酬加算が得られるよう取り組み、黒字決算を目指します。

事業別の取り組みとして、特別養護老人ホームでは、コロナ感染症が発生すると、新規利用者の受け入れ中止や入院患者の増加等経営に与える影響が大きく、且つ長期に渡るため、就業時の職員健康観察票等による自己管理の徹底やこれまでの感染対策の経験を活かし、より高度な感染対策を実施してまいります。また、感染が発

生した場合でも、早期に終息、新規利用者の受け入れができる方策を今後検討してまいります。

デイサービス事業につきましては、昨年8月より通常規模型（定員20名）で事業を行い、本年度積極的に利用者の確保に取り組んで参りました。その結果、利用名簿登載者は1日当たり21～24名を確保しましたが、高齢者である為入院、入所及び体調不良等により利用実績は17～18名となっています。一方、12月現在の事業活動資金収支差額は△7,469千円であり、経営の改善には通常規模型、通所型の利用者数の確保や、より効率的なデイサービス事業の運営形態の検討や三好市山城身体障害者デイサービスセンターの今後の利活用方法を幅広く検討してまいります。

軽費老人ホーム大歩危温泉ケアハウスの現在の利用者数は22名（定員39名）であり、今年度に入り、10名の減員となっています。利用者の約6割が90歳以上の方で、ケアハウスでの生活が困難となり他施設に転所する方が、今年度に入り増えてきています。この傾向は今後も続くと思われ、新たな入所者獲得の為、広報による周知・募集や他機関への働きかけを積極的に行い入所者の確保に努める他、コロナ過で滞っていた余暇活動を充実させ、利用者皆様の生活の質の向上に努めてまいります。

最後になりますが、コロナ感染症の今後の展開も不透明ではありますが、今年度が経営改善の転機となる年となるよう、職員一人、一人が経営者の視点に立ちそれぞれの立場で、業務に臨むことができる意識改革、体制づくりを行い、福祉の里として求められる介護サービスが継続して提供できるようそれぞれの課題に取り組んでまいります。

1 法人本部

方針	①研修の充実や専門資格を取得するなど職員一人一人のスキルアップや、定期的なミーティングにより意思統一をすることで、サービスの質を向上する。 ②処遇改善や職場環境を整備し、人材を確保する。 ③公益的な取り組みにより、地域との連携を深め、地域活性化につなげる。 ④感染症や災害発生時にも、介護サービスを継続的に提供する。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①安定的に利用者を確保する。 ②コストの削減と事業の効率化により、収益を向上する。	①令和6年度介護報酬改定に伴う算定要件を理解して、新たな加算の算定に取り組む。 ②支援センター機能の回復と共に関係団体との連携により、山城荘他事業所の入所者・利用者を確保する。 ③補助金・助成金を活用し、IT機器導入をはじめとする設備投資により、生産性を向上する。 ④毎月の運営委員会において、予算執行状況を確認し、職員一人一人が経営の視点に立って、それぞれの職務を生かして行動する。
品質	①人材教育により、介護サービスの質を向上する。 ②感染予防対策の徹底により、安心安全なサービスを提供する。 ③利用者の人権の擁護、虐待防止等をより推進する観点に立ってサービスを提供する。	①人事評価を活用して、人材を適正に配置し、運営を長期的に安定させる。 ②キャリアアップ制度や研修計画により、能力開発や人材育成を行う。 ③パソコン等の入替を行うことで利便性の向上やセキュリティ機能の強化により、業務の効率化を図る。 ④各事業所に対して、これまでの経験による改善点をふまえ、コロナウイルス感染予防対策の周知と情報を共有し、感染対策の徹底を行う。 ⑤令和6年度より虐待防止の推進が義務化されることから、内容を理解して必要な取り組みを行う。

人材	①職員の専門性の向上はもとより、広く人材を確保する。 ②職員の負担軽減を図り、人材を定着させる。	①広報誌への掲載や地域へのチラシの配布、就職面接会への積極的な参加、職員等からの紹介により、幅広く人材を求める。 ②ケアマネジャーをはじめとした専門性の高い人材を育成・確保する。 ③介護ロボット（Wi-Fi環境やインカム）を活用し、業務を効率化することで職員の介護負担を軽減する。 ④体系的な研修計画を策定し、周知することにより職員の研修参加・資格取得意欲を高める。
組織	①報連相の徹底により、組織力を強化する。 ②職員の意見を反映し、組織を活性化する。 ③非常災害時にも、継続的にサービスを提供できる体制を構築する。	①管理会議や運営委員会を通して、各事業所と情報を共有し、そこで得られた意見を事業運営に反映する。 ②各事業所内での意思疎通や共通認識を深めるため、定期的にミーティングを行う。 ③円滑に運営するために、各委員会が適切に機能するよう事業計画を実行する。 ④コンプライアンス（法令遵守）の徹底により、適正な介護サービスの提供を行う。 ⑤令和6年度よりBCP（事業継続計画）の策定が義務付けられることから、策定はもとより内容を理解してBCPに基づく訓練を実施する。
地域	①地域との連携を深め、地域に根差した法人となる。 ②感染症や災害への対応力を向上し、地域に必要とされる法人となる。	①公益的事業（いきいきサロン山城、出前介護教室、福祉まつり等）の展開や地域清掃活動参加を継続し、地域とのつながりを深める。 ②広報誌（福祉の里やましろ）を活用して、事業別に現利用者数を掲載し、地域の皆様が利用しやすい環境の醸成を行う。 ③BCP（事業継続計画）により、感染症発生時や非常災害時にも迅速に対応できるよう訓練を地域と連携して実施する。

介護事業部事業計画

1 特別養護老人ホーム山城荘

方針	①運営方針に基づき、質の高い介護サービスを維持・提供する為、介護の専門職として自ら有する知識・技術を駆使し最善の介護支援に努める。 ②入所者の健康や生命を守ることを第一とし、感染症の対応については、引き続き施設として出来る限りの感染予防対策を実施する。また、施設内感染が発生した場合には、必要な介護サービスが継続的に行えるよう、事業継続計画に基づき、穏やかに過ごすことができるサービスの提供を行う。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①長期入所・短期利用の平均入所者数67人（年間ベッド稼働率を84%）以上とする。 ②取り組み可能な加算（看護体制加算・看取り介護加算・LIFE（科学的介護推進加算）を取得する。	①他の居宅介護支援事業所や医療機関との連携を密にして、情報共有を行い、長期入所やショートステイの入所調整を行う。 ②体制要件の確認を行い、取得のためのデータの作成や研修等を実施する。
品質	①感染症対策の継続、施設内感染時の事業継続計画に基づいた対応。 ②入所者様が楽しみをもって生活が送れるように支援する。	①感染症対策については、過去の施設内感染対策時の反省や改善点を踏まえ事業継続計画に基づき、感染対策を実施する。 ②感染予防に留意しながら、行事やレクリエーションを行っていく。
人材	①職員個々の専門性を高めつつ全職員が同一の介護サービスを提供できるようにする。	①資格取得や、施設内外での認知症についての研修会の実施及びリモートでの研修会等を積極的に受講する。特に接遇・虐待防止に関する研修を行い職員全員の介護サービスの質の向上を図る。 （無資格、あるいは認知症基礎研修等未受講者には、研修等を義務づける。） ②ケアマネジャー有資格者の確保と配置。
組織	①各委員会活動をより充実させる。 ②防災体制、対策を強化する。	①各委員会の活動、開催実績の目標を達成する。 ②避難訓練等に参加し、訓練後の反省点を検証する。
地域	①地域包括ケアシステムの推進・協力し、医療との連携を進める。 ②ボランティアの受け入れ等外部との交流を図り地域とともにある施設を目指す。（感染状況を踏まえて検討する。）	①地域包括ケアシステムに係わる会議や研修等に積極的に参加する。 ②地域への社会参加の一環として、清掃活動への参加やボランティアの受け入れ等外部との交流を図る。

1 山城荘在宅介護支援センター

方針	①要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。 ②利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切なサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①担当件数15件を目標として、専従のケアマネジャーの配置も含め、在宅介護支援センター機能の回復に努める。	①本人や家族の意向を尊重して相談援助を行う。 ②介護認定申請や居宅介護支援（ケアプラン作成業務等）に対して、丁寧な対応を行う。
品質	①多職種連携の充実 ②感染症や災害への対応力向上	①介護認定申請や居宅介護支援（ケアプラン作成業務等）に対して、早急かつ丁寧な対応を行う。 ②訪問時、手洗い・うがい・消毒の基本的な感染予防対策の徹底を行う。 ③利用者の緊急連絡先や利用者の避難場所の把握を行う。
人材	①職員のスキルアップ	①県老協主催のケアマネジメント研修会やみよしケアマネネットワーク主催のケース検討会等に参加して、介護支援専門員の質の向上を図る。 ②介護支援専門員として必要な研修（専門研修過程Ⅰ）を受講する。
組織	①法人内での報告・連絡・相談の徹底を図る。	①法人の重要事項に対して、運営委員会等を通して、事業所内周知を徹底する。
地域	①地域包括ケアシステムの推進 ②地域貢献活動	①地域の実情に合わせたケアマネジメントを行い、依頼や相談に対して、迅速に対応し、関係各所に繋げる。 ②出前介護教室の企画や地元の清掃活動への参加への参加を行う。

2 山城会デイサービスセンター

方針	①能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す。 ②一人ひとりの個性を尊重し、その人らしさを保持できる支援を目指す。 ③利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①通常規模型20名の確保 ②現行型火・木・金15名の確保 サービスA火・金10名の確保	①行政や各居宅支援事業所と連携し、利用者受入を積極的に推進する。 ②新たな加算導入等検討し、収益向上を図る。
品質	①サービスの向上 ②感染症対策の徹底	①利用者の意見・要望を経営に生かすためアンケートを実施し、サービスの質の向上につなげる。 ②迎え時の検温に始まり、利用時間内での検温、消毒や換気等の基本的な感染対策を徹底する。
人材	①職務能力の向上	①職員の技術・知識のレベルアップのため研修会等への参加。
組織	①組織力の強化	①コミュニケーションを円滑に、また、ミーティング等行い、意思疎通を図り業務改善を検討し実施する。 ②研修会に参加し組織力の強化に努める。
地域	①地域の利用者の状況把握	①行政や各居宅支援事業所と協力し、意見や要望を把握し、サービスの向上に努める。

3 三好市山城身体障害者デイサービスセンター

方針	①利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を支援する。 ②利用者の孤立感の軽減や心身機能の維持、家族負担の軽減を目的とする。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①新規利用者の確保	①三好市や相談支援事業所とも連携し、利用者を確保する。
品質	①サービスの向上 ②感染症対策の徹底	①定期研修に参加し技術・知識のレベルアップを図る。 ②迎え時の検温に始まり、利用時間内での検温、消毒や換気等の基本的な感染対策を徹底する。
人材	①職務能力の向上	①定期研修に参加し技術・知識のレベルアップを図る。
組織	①組織力の強化	①コミュニケーションを円滑に、また、ミーティング等行い、意思疎通を図る。 ②研修会に参加し組織力の強化に努める。
地域	①行政機関や他事業所との連携強化	①三好市や包括支援センター、各居宅支援事業所との連携を密にする。

4 三好市山城デイサービスセンター（きらめき元気アップ教室）

方針	①利用者・家族から信頼され、安心して利用していただける施設を目指す。 ②一人ひとりの生きがいや個性を尊重し支援していく。 ③可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①経営の安定	①利用者数平均18名以上を目指す。 ②地域や利用者間のつながりから積極的に声掛けを行い、新規利用者の確保を目指す。
品質	①サービスの向上 ②感染症対策の徹底	①利用者の意見・要望を経営に生かすためアンケートを実施し、サービスの質の向上につなげる。 ②迎え時の検温に始まり、利用時間内での検温、消毒や換気等の基本的な感染対策を徹底する。
人材	①研修会への参加 ②利用者主体	①研修で得た知識や技術を業務に活用できるようにする。 ②利用者の意見や選択を尊重し、楽しみながらそれぞれの役割に生かす。
組織	①組織力の強化	①コミュニケーションを円滑に、また、ミーティング等を行い、意思疎通を図る。
地域	①行政機関や他事業所との連携強化	①三好市や包括支援センター、各居宅支援事業所との連携を密にする。

5 軽費老人ホーム大歩危温泉ケアハウス

方針	①入所者の自立した生活や安心して楽しい生活が送れるよう助言、援助を行う。 ②入所者に住みよい住宅を提供し、明るく心豊かに過ごせるよう食事の提供、余暇活動の援助、相談機能の充実、緊急時の対応等を行う。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①入所者31名を確保する。	①広報による周知・募集や他機関とも連携を行い、新規入所者の獲得を図る。
品質	①利用者の個々の状態を把握し、適切なサービスの提供はもとより、サービスの質の向上を目指す。 ②接遇マナーの向上 ③研修への参加 ④感染症対策の徹底 ⑤年間行事の再開	①利用者アンケートを実施し、ニーズの把握や、サービス提供の評価を受ける。 ②自己評価を実施し課題を抽出し、サービスの向上につなげる。 ③外部、内部研修への定期的な参加、認知症ケアについて学ぶ。 ④BCP（感染症）を策定し、随時、訓練、研修を実施し、感染対策の強化に努め、クラスター発生の防止、感染対策の再検討 ⑤桜見学、もみじ狩り等、コロナ過で滞った行事の充実（状況に応じて随時検討する）
人材	①施設内外の研修に参加し、スキルアップを図る。 ②各委員会の活動で専門知識の向上に努める。	①年間研修計画を把握し、積極的に参加する。 ②感染対策委員会、安全対策委員会、身体拘束適正化検討委員会等の定例会、研修の実施
組織	①地域から信頼される施設づくりを目指す。	①法令に基づいた施設運営 ②報連相の徹底による情報の共有化 ③自己評価の実施
地域	①地域への社会参加を促し、地域に根ざした、地域と共にある施設を目指す。 ②ボランティアを積極的に受け入れる。（新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況を踏まえて検討）	①地域への社会参加の一環として、清掃活動や催し物等へ参加する。 ②幅広い年齢層のボランティアの受け入れを行い、地域との交流を図る。

6 三好市生活支援ハウス

方針	①「共に喜び、共に生きる」の理念を基に、入居者が安心して健康で明るく、自分らしい生活が送れるよう支援する。また、情報の組織的な共有を深め、施設内の連携力の強化をすすめると共に、他事業所とも連携し、個々に応じた助言・援助を行う事により、入居者処遇の一層の向上を図る。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①収支の黒字化を図る。	①施設運営に係る業務の見直しを行い、入居者の生活の質を落とさずに可能な限り経費節減に努める。
品質	①入居者の生活の質の向上を図る。	①アンケートの実施を継続し、サービスの評価を確認するとともに、結果分析によりサービス改善に取り組む。 ②利用者及び家族の意見・希望・ニーズの把握に努め、必要に応じて対応していく。 ③寄せられた苦情に対し、報連相を徹底し、誠意をもって対応する。 ④入居者が生活しやすいように、生活の支障となる箇所の確認・改善を行う。 ⑤入居者の日々の体調や変化を見逃さず確認し、健康状態の把握に努める。
人材	①職員のスキルアップを図る。	①事業所内研修を継続して実施し職員間で知識の共有を図る。
組織	①職員間の連携を密にし、情報共有の徹底を図り、施設運営に係る問題等については迅速に対応する。 ②関係団体の連携	①施設内での報連相の徹底 ②三好市や地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所等との連絡調整
地域	①地域の方々との交流を行い、地域との関係性を深める。	①お祭り等の地域行事への参加を勧めていく。 ②地域における公益的な取組みについて、支援ハウスとして出来る事を見つけ地域へ貢献していく。

7 いきいきサロン山城

方針	①地域包括ケアシステムの一翼を担っていけるように、地域の活性化を図るべく、地域住民の皆さんのふれあい、交流の場の提供、生きがいづくり、また介護予防や運動、栄養、口腔ケア等健康づくりに資する講座を開催し、高齢者等がいきいきと暮らすための地域の拠点となる。	
項目	事業目標（目標値）	具体的取組
収益	①月1回以上の講座開催 保健関係出前講座 1回以上/年 地域いきいき事業 10回以上/年 介護リフレッシュ教室1回以上/年	①各団体への案内継続と広報誌等により参加者を募集する。 ②居宅系施設入居者への案内
品質	①地域の皆さまの健康づくりに寄与する。	①認知症予防、介護予防、運動、栄養、口腔ケアに関する講座を主体としていく。
人材	①地域における公益的な取組みを実践していくために、情報収集を行い知識を高めスキルアップを図る。	①地域事業に関する様々な研修への参加の継続
組織	①市有施設使用賃貸契約書に沿った休廃校等利活用事業計画書に基づく事業の実施	①2Wに1回は施設の状況を確認し、建物の維持管理を実施していく。 ②PDCAサイクルの実行
地域	①地域貢献	①公益的な取組みの継続

各種委員会実施計画

○委員会名

- 1 運営委員会
- 2 コンプライアンス推進委員会
- 3 安全衛生委員会
- 4 安全・感染管理対策委員会
- 5 入所調整委員会
- 6 防災対策委員会
- 7 給食委員会
- 8 業務改善委員会
- 9 虐待防止対策検討委員会
- 10 行事委員会
- 11 広報委員会

1 運営委員会

1) 設置目的

法人の経営上の諸課題について各部署が連携を図り円滑な業務の推進が図れるようにする。

2) 業務内容

- (1) 事業の企画及び進行管理
- (2) 重要懸案事項の協議
- (3) 各事業所への重要事項の事務連絡並びに情報共有

3) 重点目標

- (1) 年間事業計画の着実な執行を目指す。
- (2) 事業所が抱える諸課題解決を図りスムーズな運営を支援する
- (3) 事業所間の連携強化を図り、共通理解のもと組織力向上を目指す。

4) 具体的取組

- (1) ①毎月の実績報告及び来月の計画立案報告
②計画達成に向けて、現状把握と対応策の立案の検討
- (2) ①各事業所における解決すべき課題の報告及び抽出
② ①で俎上に上がった課題についての対応策の立案の検討
- (3) ①報連相を徹底した情報の共有化を図り、意識統一をする。

5) 年間実施計画

＊毎月開催（必要に応じ臨時開催）

2 コンプライアンス推進委員会

1) 設置目的

介護保険法及び関係法令、法人が策定した諸規程等を遵守し、高い倫理性を保持して業務を遂行することにより、業務の適正な運営と健全な発展を図ることを目的とする。

2) 業務内容

- (1) 各事業所内部からの通報による事案への対応に対する検討、検証及び評価
- (2) 問題発生時における対応協議
- (3) 啓発、教育及び広報
- (4) その他必要と認められる事項

3) 重点目標

- (1) 職員としてのコンプライアンス意識を高めるために、研修計画を策定し、着実に実行していく。
- (2) コンプライアンスを重視する組織風土の醸成を積極的に進める。
- (3) 職員同士のコミュニケーションを促進し、安心して働きがいのある職場環境づくりに努める。

4) 具体的取組

- (1) ① 全職員を対象とした研修会の実施（年2回）
② 幹部職員を対象とした研修会の実施（年1回）
- (2) ① コンプライアンス推進委員会の定期的な開催（進捗管理・違反事例検討等）
② 職員個々のコンプライアンスに係る意識・認識を確認するため、自己点検を実施する（2年毎1回）。
- (3) ① コンプライアンスに関するリスク事例を検討し、全職員が課題を共有する。
② 相談窓口及び通報窓口の設置・通報処理の仕組みについて、全職員に周知する

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	第1回コンプライアンス推進委員会（報告・実績について）
5 月	
6 月	第2回コンプライアンス推進委員会（違反事例の検討）
7 月	
8 月	
9 月	コンプライアンス研修（全職員対象）
10 月	第3回コンプライアンス推進委員会（進捗状況の確認・違反事例の検討）
11 月	
12 月	コンプライアンス研修（幹部職員対象）
1 月	
2 月	第4回コンプライアンス推進委員会（計画について）
3 月	コンプライアンス研修（全職員対象） コンプライアンスに関するリスク事例検討

3 安全衛生委員会

1) 設置目的

労働安全衛生法に基づき、職員の衛生管理対策の推進について調査審議し、意見を求めるための目的として安全衛生委員会を設置する。

2) 業務内容

- (1) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (2) 職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (3) 業務災害の原因及び再発防止対策及び快適な職場環境の形成の促進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

3) 重点目標

- (1) 心と身体の健康の保持増進を図る。
- (2) 産業医とも情報共有しながら、労働者の健康障害を未然に防止する措置を講じる。
- (3) 職場の作業環境の改善を行う。

4) 具体的取組

- (1) 労働安全衛生法に義務付けられた毎月1回の労働安全衛生委員会を実施する。
- (2) 講師を招いてストレスチェック制度やメンタルヘルスに関する研修を行い、ストレスチェック制度に関する意識の向上を図る。
- (3) 毎週1回作業場等の定期巡視を行い、作業方法や衛生状態、職員の健康状態に問題がないかのチェックを行い、その結果について改善策を検討する。
- (4) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症予防に関する最新情報の共有を行う。
- (5) 産業医に会議録、定期巡視日誌結果の回覧や意見聴取を行い、会議運営に生かす。

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	安全衛生委員会について他
5 月	5月病について他
6 月	熱中症予防について他
7 月	腰痛予防対策について他
8 月	内部研修会
9 月	健康診断結果について他
10 月	インフルエンザ予防について他
11 月	交通事故防止について他
12 月	ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計結果について 他
1 月	定期巡視について他
2 月	ハラスメントについて他
3 月	高年齢労働者に配慮した職場改善の推進について他

4 安全・感染管理対策委員会

1) 設置目的

各事業所からの報告を通して収集された事故や安全に関する情報をもとにリスク状況を把握分析し、必要な対策について協議検討する。

2) 業務内容

- (1) 事故報告に対する今後の対応策の検討及び事故（事案）発生防止に関すること。
- (2) 感染症発生時における適正な対応及び感染症の発生防止策に関すること。

3) 重点目標

- (1) 重大事故（レベル4、5）発生ゼロを目指し、利用者が安全・安心してサービスを受けられるようにする。
- (2) 感染症事業継続計画に基づき、施設内感染予防の徹底及び感染拡大防止に努める。

4) 具体的取組

- (1) ①インシデント・アクシデントについて、委員会で情報共有し、事例について、必要に応じて再度検討を行い、結果を事業所に持ち帰り職員に伝え実践していく。
- ②委員会での再検討事例については、経過・結果等を委員会へフィードバックしてもらい状況把握に努める。
- ③安全管理研修会の開催（年1回以上）
- (2) ①新型コロナウイルス感染症等の知識・対策を学び感染予防に努める。
- ②利用者、職員の予防接種、予防法の周知を徹底する。
- ③感染症等に関する情報について、随時各部署へ発信を行う。
- ④感染症等の発生時は、迅速な情報共有を行い、対応方法等の徹底を周知する。
- ⑤感染管理研修会の開催（年1回以上）

5) 年間実施計画

- (1) 定例会（原則月1回）
- (2) 臨時会（随時）
- (3) 研修会（年2回以上）

5 入所調整委員会

1) 設置目的

入所決定の公平性、透明性を確保すると共に、真に施設入所の必要性の高い申込者が適切に施設入所できるよう調整を行うものとする。

2) 業務内容

- (1) 入所申込みの受付
- (2) 入所待機者に係る入所優先順位の判定等の審査
- (3) 入所希望者の入所の適否
- (4) その他目的達成のために必要な事項

3) 重点目標

- (1) 入所申込み状況、入所状況を把握し、施設への入所の必要性の高い申込者が速やかに入所できるように調整する。
- (2) 特例入所の要件に該当する者については、都度、入所調整委員会で話し合い、みよし広域連合、三好市等に対して報告し、意見を求め対応する。
- (3) 特別な理由による入所については、指針に定める手続きによらず、施設長の判断により入所を決定する。

4) 具体的取組

- (1) ①事前相談に対応し、入所申込者には、必要に応じて面接・調査を行い、評価表を作成する。
②委員会は適宜状況に応じて開催し、施設入所の必要性の高い申込者が適切に入所できるよう順位を決定する。
- (2) ①特例入所の要件に該当するものについて、関係機関との連携を図り、委員会において十分話し合いをして決定する。
- (3) ①老人福祉法第 11 条に定める措置委託による場合や、災害、事件・事故等の場合において、委員会を開催する余裕がないと判断された時には施設長が決定し、次の委員会に報告・承認を得る場合がある。

5) 年間実施計画

＊適宜開催

6 防災対策委員会

1) 設置目的

社会福祉法人山城会が管理運営する施設の入所者や利用者に重大な損害を与える「不測の事態」の発生を想定し、危機等の応急対策、復旧対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な体制の整備を図り、もって法人の秩序の維持と事業活動の円滑な推進に資することを目的とする。

2) 業務内容

- (1) 防災計画等の整備・更新に関すること。
- (2) 防災訓練・研修等の計画及び実施に関すること。
- (3) 防災体制・設備の整備に関すること。

3) 重点目標

- (1) 南海トラフ大地震に備えた取り組みを行う。
- (2) 防災訓練の充実を図る。
- (3) 防災設備等の整備を行い、安全性を確保する。

4) 具体的取組

(1) ①BCP の周知

令和6年度より作成が義務化されるBCP(事業継続計画:防災)の内容を職員へ周知し、その内容に基づく訓練を実施する。

②施設の実情に応じた防災計画及びマニュアルの見直し

(2) ①防災訓練の実施(火災想定年2回【うち1回は、夜間想定・地域合同】土砂災害想定1回)

※みよし広域連合西消防署への訓練指導依頼を行う。

②外部研修参加者による復命研修の実施

③YouTube 動画、DVD 上映等による災害対策研修や心肺蘇生法(AED 取扱)講習を行う。

(3) ①防災設備等の自主点検

誘導灯など消火設備の不具合がないか確認。

②施設内什器の地震対策

施設内に設置している棚やロッカーに対して、家具転倒防止策を行う。

③備蓄品の確認

防災食、備蓄品の保管場所や保管数の確認・試食を行う。

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	定例会
5 月	定例会
6 月	防災訓練（土砂災害想定）
7 月	
8 月	定例会
9 月	防災週間（備蓄品等の確認・非常食の試食）
10 月	防災訓練（火災想定）・BCP 訓練
11 月	AED講習
12 月	内部研修会
1 月	
2 月	定例会
3 月	防災訓練（夜間想定・地域合同訓練）・BCP 訓練

7 給食委員会

1) 設置目的

食事の内容について審議し、食事の質の向上及び利用者のサービス改善を目的とする。

2) 業務内容

- (1) 各事業所と委託事業者を交えた給食委員会を毎月一回行い、給食の実施状況の問題点の改善策を検討する。
- (2) 問題発生時における対応
- (3) 災害時の非常食の管理
- (4) 副食の食事形態の確認と見直し及び献立栄養価の見直し

3) 重点目標

- (1) 安心・安全な食事の提供
- (2) 食中毒事故防止の徹底。

4) 具体的取組

- (1) ①利用者個々の健康状態に合った食事の提供
- (2) ①感染者が出たときは各事業所に連絡し、適正な対応に努める。
②感染委員会と連携し、感染予防に努める。

5) 年間実施計画

＊定例会（毎月）実施

8 業務改善委員会

1) 設置目的

各部署の業務上の諸課題を把握し、具体的改善方策の検討を行い、利用者の安全の確保とサービスの質の向上を目的とする。

2) 業務内容

- (1) 各部署が抱える課題の把握
- (2) 諸課題の解決方策の立案の検討
- (3) その他業務改善のために必要な事項

3) 重点目標

- (1) 「ムリ・ムダ・ムラ」を省き、業務の効率化を図り、利用者・入所者の安全とサービスの質の確保
- (2) 職員の負担軽減

4) 具体的取組

- (1) 各事業所における業務の現状を把握し、業務の効率化・生産性の向上に向けた取組みの検討
- (2) 業務の ICT 化の推進

5) 年間実施計画

＊隔月実施

9 虐待防止対策検討委員会

1) 設置目的

高齢者虐待防止法に基づき、法人内で発生した虐待、クレーム事案について高齢者の人権や尊厳に配慮し、適切な対応を図ることを目的として、虐待防止対策検討委員会を設置する。

2) 業務内容

- (1) 虐待事案が発生した場合の対応や再発防止に関すること。
- (2) 職員の虐待防止意識の向上に関すること。
- (3) 虐待発生防止に関する職員への教育・研修に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人権擁護・虐待防止に関すること。

3) 重点目標

- (1) 虐待事案ゼロを目指し、利用者が安全・安心してサービスを受けられるようにする。
- (2) 職員の虐待に対する意識の向上や知識を習得し、虐待事案を未然に防止する措置を講じる。
- (3) 職員全体研修を年2回以上開催する。

4) 具体的取組

- (1) 令和6年度より義務化される「高齢者虐待防止の推進」の内容や取り組みを会議・研修の内容に取り入れる。
- (2) 会議は必要に応じて委員長が招集するが、原則として2か月に1回（隔月）の開催とする。
- (3) 虐待と思われる行為や不適切な言動をなくするため、前年度に実施したアンケートから具体的な内容を把握するため、再アンケートを実施する。その結果を分析し課題を協議する。
- (4) on-line 研修やDVD、YouTube 動画を活用し、虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施する。

10 行事委員会

1) 設置目的

法人が実施する各種行事の企画、立案、連絡調整を行うことを目的とする。敬老会、福祉まつりについては、敬老会・福祉まつり運営委員会の役割を担うこととする。

2) 業務内容

- (1) 法人が実施する各種行事の企画・実行
- (2) 福祉の里敬老会、福祉まつりの企画・実行

3) 重点目標

- (1) 入所者や利用者のニーズに沿って、共に喜び、共に楽しんでいただける行事を企画・実行し、日常生活に潤いを与える行事とする。
- (2) 福祉の里敬老会、福祉まつりを企画し、法人職員一丸となってスムーズな運営ができるように、連絡調整を図る。

4) 具体的取組

- (1) 季節感のある行事や、映画、よろずや企画等、入所者、利用者を楽しんでいただけるよう企画し、担当者だけでなく、関係職員が協力して実施する。
- (2) 敬老会、福祉まつりについて、実施時期や方法、内容等について、委員会で十分話し合い、決定する。開催に至っては、各部署協力のもと、職員一丸となって実施し、感染症（コロナウイルス）予防対策を徹底する。

5) 年間実施計画

- (1) 委員会の開催（随時）
- (2) 主要行事
 - ・敬老会
 - ・福祉まつり

※新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況を見ながら、随時検討を行う事としております。

1 1 広報委員会

1) 設置目的

法人が実施する諸活動について、利用者、家族、地域社会及び関係する機関・団体に対して積極的な情報提供に努めることにより、当法人の認知度を高め、内外におけるネットワークの構築を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

2) 業務内容

- (1) 広報の企画及び発行体制に関すること。
- (2) 広報の取材、原稿作成、編集、校正及び印刷に関すること。
- (3) ホームページの管理、委託に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項

3) 重点目標

- (1) 当法人の日々の活動に魅力や想いを乗せ、また、超高齢化社会における当法人の現状を地域へ発信することで、地域の人々からの理解と賛同を得られるよう、広報紙を発行する。
- (2) 当法人の活動と考え方について適切なタイミングで情報を伝えるために、インターネットコンテンツを利用し広報を行う。

4) 具体的取組

- (1) ①広報誌の発行について、年間4回程度時節に応じた内容で遅滞なく行う。
②各事業所並びに各委員会と協働し、地域住民からの信頼や協力を得るためにも法人経営のさまざまな取組みの「見せる化」を積極的に進める。
- (2) ①ホームページについて、社会福祉法人制度改革に基づく運営の透明性確保のために、必要な事項を含む法人の情報を年間4回程度遅滞なく更新する。
②既存のホームページの活用に残らず、新たに委託業者選定し、改編する。その他の情報発信ツールの利用についても検討していく。

5) 年間実施計画

	実 施 内 容
4 月	広報誌第55号（中旬発行） ホームページ更新（中旬更新） 第58回 広報委員会（4/11予定）
5 月	
6 月	広報誌第56号（中旬発行） ホームページ更新（中旬更新）
7 月	
8 月	第59回 広報委員会（8/8予定）
9 月	
10 月	広報誌第57号（中旬発行） ホームページ更新（中旬更新）
11 月	第60回 広報委員会（11/14予定）
12 月	
1 月	広報誌第58号（中旬発行） ホームページ更新（中旬更新）
2 月	第61回 広報委員会（2/14予定）
3 月	

社会福祉法人山城会組織図

